

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案2件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

議案第93号「令和7年度平戸市営交通船事業会計補正予算（第2号）」に関し、フェリー大島の間接検査について、5月中旬から市内の傭船業者等と事前調整を行い、10月下旬から実施予定としていたが、9月上旬に業者から船員の諸事情により傭船業務を受託できないとの連絡があった。これに伴い、検査日程の再調整や市外業者との協議、並びに国への手続き等を行った結果、市外業者に依頼することになり、今回増加した賃借料等について補正するとの説明がありました。これに対し、傭船費用も高額になるため、次年度以降の対処方法はどのように考えているのかとの質問に対し、今後の対応としては、引き続き誠意をもって市内業者に相談し調整するとともに、業者から裸傭船として貸出すことは可能との話をいただいているので、フェリー大島の船員が十分な操縦訓練を行ったうえでの傭船運航も検討し、経費削減、安全安心な運航に努めるとともに、より安価な傭船業者の確保についても旅客船協会等を通じて調査しながら検討したいとの答弁がありました。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。